

平成 23 年 6 月 2 日

東京電力管内の
契約電力 500k W以上の大口需要者 各位

静岡県倉庫協会
会長 中山正邦

定温倉庫及び貯蔵槽倉庫(サイロ)に係る電気事業法
に基づく使用制限の緩和特例措置について

電気事業法第 27 条に基づき、平成 23 年 7 月 1 日から電気使用制限が実施されます。日本倉庫協会が要望していた定温倉庫及び貯蔵槽倉庫(サイロ)に対する「電気事業法に基づく使用制限の緩和特例措置」が、さきにご決定したところですが、この制限緩和措置を受けようとする場合には、緩和を受けようとする日の 14 日前（7 月 1 日から適用の場合は 6 月 17 日）までに、経済産業大臣（東北経済産業局、関東経済産業局）に申請が必要となり、また、この申請後に別途使用抑制に向けた計画書の策定、提出が求められ、事業所管官庁による計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況についての検証が行われることになっていきますのでご留意方連絡いたします。

日本倉庫協会が、経済産業省等に制限緩和措置を求めた理由、節電行動計画書を作成する場合の削減率の設定の考え方、制限緩和適用申請手続き等について、別紙のとおりお知らせします。

定温倉庫及び貯蔵槽倉庫(サイロ)に係る電気事業法
に基づく使用制限の緩和特例措置について

1、制限緩和措置を求めた理由等

(1) 定温倉庫

定温倉庫では、厳密な温度等の管理が必要な貨物（食料品、医薬品、電子データなど）を保管していることから、保管室の設定温度が変化することは、保管貨物の品質劣化に直結する。その上、保管に適した温度は貨物毎に決まっており、使用電力の削減のために倉庫業者が温度設定を任意に変更することはできない。

例えば医薬品を保管している定温倉庫では、定温維持装置の電力使用量は、倉庫全体の電力使用量の約70%を占めているが、この約70%部分の電力については、倉庫事業者の判断で節電できるものではない。

これらのことから、定温倉庫において15%の使用電力削減を行うことは、非常に困難である。

しかしながら、定温管理以外の照明、空調、事務機器等の電源において15%程度の節電を行うなどにより、定温倉庫全体で、5%の節電に取り組むことは可能である。

(2) 貯蔵槽倉庫(サイロ)

貯蔵槽倉庫(サイロ)では、バラ積貨物船から輸入穀物を大型荷役機械（ニューマチックアンローダー等）で吸い上げ、サイロビンに搬入している。この大型荷役機械と搬出用のコンベアラインを合わせた電力使用量は、搬入荷役時の総電力の91%を占めており、仮に電力が制限された場合には、搬入荷役に支障が生じて当該倉庫の機能が阻害されることから、食糧（穀物）の円滑な供給及び需要家である製油工場、飼料工場等の生産に影響を及ぼすため、倉庫業者として主体的な電力削減はほとんどできない状況である。

しかしながら、照明、空調、事務機器等の電源において15%程度の削減を行うほか、一部の搬出荷役を荷主等の協力を得てピーク時間帯を外して実施するなどのできる限りの削減に取り組むことにより、貯蔵槽倉庫全体で、5%の削減に努める。

2、削減率を設定する際の考え方

(1) 定温倉庫

定温倉庫については、上記の考え方のもと、それ以外の照明や、エレベーター等の動力、空調・事務機器のコンセントなどで15%以上の削減努力を行って頂くこととなります。

(事例1)

電力使用割合：上記の医薬品倉庫では、冷却関連装置分が70%と大きく、照明、空調、事務機器等が30%を占める。

削減率：冷却関連装置は節減率0%とし、照明、空調、事務機器等で15%の削減をすることにより、当該倉庫全体では5%の節減を図る。
(計算式) $70\% \times 0 + 30\% \times 0.15 = 5\%$

(事例2)

電力使用割合：冷却関連装置分が40%と比較的小さく、照明、空調、事務機器等が60%を占める。

削減率：冷却関連装置は節減率0%とし、照明、空調、事務機器等で15%の削減をすることにより、当該倉庫全体では9%の節減を図る。
(計算式) $40\% \times 0 + 60\% \times 0.15 = 9\%$

(定温倉庫部分が小さい場合は、全体の削減率を大きく設定して頂く必要があります。)

(2) 貯蔵槽倉庫(サイロ)

サイロについては、上記のとおり大型荷役機械（ニューマチックアンローダー等）の電力については削減できないとの前提のもと、それ以外の照明や、エレベーター等の動力、空調・事務機器のコンセントなどで15%以上の削減努力を行って頂き、さらに搬出用のコンベアラインにおいて一部荷役を荷主等の協力を得てピーク時間帯を外して実施する等措置をトータルして5%以上の削減努力を行って頂くこととなります。

(事例)

電力使用割合：搬入装置（ニューマー）が80%と圧倒的に大きく、搬出装置（コ

ンベアライン) が 12%、照明、空調、事務機器等が 8% を占める。
削減率：搬入装置は削減率 0%、搬出装置は荷主等の協力を得て 35% 削減（ピーク時間外に一部の荷役を実施）、照明、空調、事務機器等は 15% 削減することにより、全体では 5% の削減を図る。
 $80\% \times 0 + 12\% \times 0.35 + 8\% \times 0.15 \div 5\%$

3、制限緩和適用手続き等について

経済産業省は、使用制限の緩和措置を適用する際の手続き等について、平成 23 年 6 月 1 日付けで発表しました。

発表資料は、経済産業省のホームページの「電気事業法第 27 条による電気の使用制限の発動について」からダウンロードできます。

<http://www.meti.go.jp/earthquake/shiyoseigen/index.html>

(1) 制限緩和措置の申請

制限緩和の適用を受けようとする場合には、所定の申請書に必要事項を記載し、適用を受けようとする日から起算して 14 日前までに東北経済産業局または関東経済産業局に提出し、経済産業大臣の確認を受けることが必要となります。（※ 7 月 1 日からの適用を受ける場合は、6 月 17 日までに申請書提出期限。申請が受理されない場合は緩和措置を受けることはできません。）

制限緩和申請書の作成に当たっては、「制限緩和申請書記載マニュアル」を熟読されるようお願いいたします。

制限緩和申請書類

- ・ 制限緩和申請書（告示様式第 1）
- ・ 添付書類

- ① 一類倉庫または貯蔵槽倉庫であることを証する国土交通大臣又は地方運輸局長からの登録通知書の写し
- ② 定温倉庫にあっては、「定温管理が可能な空調装置又は設備」を有していることについての電気主任技術者による証明書

(2) 節電行動計画

使用制限の緩和が認められた場合、制限緩和適用開始日までに、その需要設備について、使用抑制に向けた計画（節電行動計画）の作成が求められます。また、作成された計画及び計画に基づいた取組の実施状況については、事業所管省庁への提出が求められ、計画内容や計画に基づいた使用抑制の状況について検証が行われます。

なお、検証は計画策定時点及び使用制限期間終了後の 2 回行うとされています。先進的な取組については、需要家の了解を頂いたうえで HP 等に掲載し、他の需要家の取組の参考にしたいとのことです。

（この詳細については、「制限緩和申請書記載マニュアル」の P 26～29 をお読みください。）

(発表資料一覧)

大口需要家のみなさまへ (PDF形式)

電気事業法第27条に基づく使用制限について (PDF形式)

よくある質問について (Q&A) (PDF形式)

省令 平成23年経済産業省令第28号 (PDF形式)

告示 平成23年経済産業省告示第126号 (PDF形式)

制限緩和申請書 (告示様式第1) (Word形式)

制限緩和申請書記載マニュアル (随時更新予定) (PDF形式)